

冬季特有の労働災害を防止しましょう

新潟労働基準監督署

これから降積雪期を迎えるにあたり、冬季特有の労働災害の増加が懸念されることから、会員事業場の皆様におかれましては、雪による転倒災害の防止はもとより、冬季特有の労働災害防止について、早めの検討、対策を図っていただきますようお願いいたします。

- 1 凍結・積雪による路面や作業床での転倒災害防止**（特に事業場の出入口付近や駐車場）
 - ▶ 滑りにくい靴を着用する又は靴に滑り止めを装着する
 - ▶ 凍結しやすい箇所には凍結防止剤の散布、融雪マット等を敷設する
 - ▶ 職場内の凍結転倒危険マップの作成、ゆとりをもった無理のない行動や短い歩幅で歩くこととの意喚起の表示をする など
- 2 凍結路での車・バイクのスリップによる交通労働災害防止**
 - ▶ 冬季に合わせた無理のない走行計画を立てる
 - ▶ チェーンや冬用タイヤを早めに装着する
 - ▶ 速度を控え、急加速・急ハンドル・急ブレーキをしない 二輪車は特に注意が必要
 - ▶ 冬季交通安全マップを作成する など
- 3 屋根除雪作業における墜落災害防止**
 - ▶ 作業は原則として2人以上で作業を行い、うち1名を屋根除雪作業指揮者として選任する
 - ▶ あらかじめ安全作業計画の打ち合わせを行わせる
 - ▶ 保護帽・墜落制止用器具を着用する など
- 4 除雪機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止**
 - ▶ ロータリー式除雪機のシュートに詰まった雪は、運転を停止してから取り除く
 - ▶ 除雪機の運転は、資格のある技能に習熟した者に行わせる
 - ▶ 誘導員の配置等による作業範囲内への立入禁止を徹底する など



▶ 滑りやすい箇所への融雪マットの敷設



▶ 靴に滑り止めを装着

新潟労働局では、冬季無災害運動を実施しています。

例年、12月1日から翌年2月28日（特に2月は転倒災害防止重点取組期間）までの間は、路面の凍結や積雪による転倒災害をはじめとする冬季特有の労働災害が多発する傾向にあることから、この間に冬季無災害運動を実施しています。詳細は「[新潟労働局のホームページ](#)」をご覧ください。